

TOKYOクリーンアップ推進協議会規約

8 環資計第 261 号

8 産観受第 365 号

令和 8 年 7 月 1 日

(目 的)

第 1 条 近年、旅行者増加等を背景に、東京の環境美化や自然環境保全に支障をきたす事例が発生しており、清潔で魅力ある都市環境の確保を図ることが重要となっている。このため、東京都（以下「都」という。）をはじめとする公共部門や事業者、団体等の多様な主体の連携・協働のもと、ごみのポイ捨て対策を通じて東京の環境美化を向上する「TOKYOクリーンアップアクション」を展開することを目的とし、「TOKYOクリーンアップ推進協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境美化対策に関する取組の検討及びその推進に関すること。
- (2) 環境美化対策に関する情報交換及び情報提供に関すること。
- (3) 環境美化対策の取組機運醸成に向けた普及啓発及び具体的なアクションの推進に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要と認めること。

(構 成)

第 3 条 協議会は、都及び協議会の趣旨に賛同した者（以下「会員」という。）をもって構成する。

(会 長)

第 4 条 協議会の会長は、東京都知事とする。

2 会長に事故等があるときは、会長が指名する者がその職務を代理する。

(会 員)

第 5 条 協議会の会員区分は、次のとおりとする。

- (1) 公共会員（公共パートナー）
- (2) 民間会員（民間パートナー）
- (3) 団体会員（団体パートナー）

2 会員は、都と連携し、各会員の特性等を踏まえ、次の取組を推進することとする。

- (1) ごみの持ち帰りや街の清掃美化など、東京の環境美化に資する取組の推進
- (2) ポイ捨てごみの発生抑制及びごみの分別・リサイクルの促進
- (3) ごみのポイ捨て対策の取組機運醸成に向けた普及啓発
- (4) その他クリーンアップアクションの推進に資する取組の展開

(招集等)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(開催方法)

第7条 協議会は、公開とする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、協議会を非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、環境局及び産業労働局とする。

(議事録及び会議の資料)

第9条 議事録は、会議ごとに作成するものとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

3 前項ただし書に基づき議事録を非公開とするときは、その根拠を明らかにするものとする。

4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

(補 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和8年7月1日から施行する。